

岡山後楽園

園内施設ご利用の手引き（抜粋）

当園は、国の特別名勝に指定された文化財庭園です。
園内の建物は庭園の景色を構成する大切な要素です。
大切にご使用いただきますようお願いします。
大声を出したり大きな音を発生させることなど、他の入園者の庭園観
賞の妨げとなることは絶対しないでください。

【使用上の注意事項】

◆使用時間

- ・許可された時間には、搬入・準備・後片づけ・搬出の時間を含みますので、許可時間内にすべてが終了するように厳守してください。使用後は施設・備品等を元の状態に戻してください。

◆使用当日について

- ・使用当日は、必ず「許可証」を後楽園事務所で提示し、「亭舎利用証」をお受け取りください。
- ・使用後は、後楽園事務所へ必ず「亭舎利用証」をご返却ください。
- ・ゴミ類は、お持ち帰りください。
- ・使用責任者は、事務所係員といつでも連絡がとれるように携帯電話番号等を事前にお知らせください。

◆備品の使用について

- ・必ず「備品使用申込書」を1週間前までに提出してください。
- ・数に限りがありますので、数を調整させていただくことがあります。
- ・使用当日の追加使用または襖等の位置の変更はできません。
- ・取り扱いは、収納場所渡しとし、使用後は元の場所にお戻しください。
なお、施設や備品を損傷または紛失した場合は、弁償していただきます。速やかに事務所へお申し出ください。
- ・建具等を外さないようお願いします。

◆能舞台の使用について

- ・舞台の上に金属やプラスチックのような固いものを置かないでください。どうしても置かなければいけない時には、緩衝材等を必ず敷いてください。

- ・舞台の上は原則として足袋を着用してください。化学繊維の靴下等の着用はご遠慮ください。足袋が準備できない場合は、能舞台に備え付けているスリッパをご使用ください。足袋が履けない催し物等の場合は、動線に毛氈等を敷いて養生してください。なお、養生した上でも靴を履くことはできません。
- ・釘、画鉛、ガムテープ等は舞台を傷める恐れがありますので使用できません。

◆展示会等での使用について

- ・展示物、物品の留置をされる場合は事前にお知らせください。閉園後は、機械警備を行っております。建物内あるいはその周辺での警備員の待機はできません。また、物品等の留置については、一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

◆販売行為について

- ・展示会等で販売を行う際は「都市公園内行為許可申請書」を提出し事前に許可を受けてください。

◆冷暖房設備(鶴鳴館、鶴鳴館本館)の使用について

- ・鶴鳴館、鶴鳴館本館のみ冷暖房設備があります。その他の施設は、冷暖房設備はありません。
- ・冷暖房を使用する場合は、亭舎申請の際に一緒に申し込みください。冷暖房設備の使用料が必要です。
- ・亭舎の申請後に、追加で冷暖房の使用を希望する場合は、新たに追加申請をしてください。
- ・使用当日のお申込みはできません。（原則、使用日の3日前（土日祝日を除く）16時まで）
- ・使用時は、襖や窓・玄関を必ず閉めてご利用ください。

◆音響設備（アンプ・マイク・スピーカーなど）の使用について

- ・音響設備を使用する場合は、次の点にご留意ください。
司会など、通常の会話程度の用途に使用してください。
歌唱や楽器演奏で音響設備を使用しないでください。ただし、同一の施設内（同一の用途で複数の施設を使用する場合はその範囲内）に伝わる程度で、他の施設利用に支障がなく、園内の観賞者に聞こえない音量の場合は使用を認めますので、ご相談ください。
※音響設備を使用しない場合であっても、歌唱や楽器演奏により上記を超える音量が生じる場合は、当該歌唱・音楽演奏等お断りします。音楽等の再生についても同様とします。
- ・音響設備の貸出は行っていません。

◆看板等の設置について

- ・看板の設置・ポスターの掲示は、指定の場所以外の設置はできません。あらかじめ事務所係員の指示を受けてください。
- ・施設内外の壁・柱・ガラス等に張り紙やクギ類を打たないでください。

◆電気器具の使用について

- ・電気器具を使用する場合は、「電気器具使用申請書」を事前に提出し許可を受けてください。ただし、石油ストーブ、石油ファンヒーター、電気ストーブ等の暖房器具は使用できません。

◆火気使用について

- ・火気の使用は禁止されています。
- ・茶会等で炭を使用する場合は、「火気使用申請書」を事前に提出し許可を受けてください。
- ・園内は禁煙です。指定場所で喫煙をしてください。

◆準備資材等の搬入搬出について

- ・西門及び脇門の利用は、鶴鳴館・本館・栄唱・能舞台での催し物において荷物の搬入・搬出がある場合に利用できます。
- ・車両を進入禁止区域(古陶館前)に乗り入れる場合は、「禁止区域搬出入車両届出書」を1週間前までに提出してください。
- ・作業中、西門及び脇門は開け放しにしないでください。作業終了後は速やかに閉門してください。
- ・古陶館前の「車止め」の南京錠を開ける鍵は、後楽園事務所にて貸出しています。解錠後は速やかに返却してください。紛失された場合は、弁償していただきます。また、開け放しにしないようご注意ください。
- ・通路は歩行者優先です。通路を塞がないようにして、十分安全に配慮してください。
- ・正門前まで車を乗り入れないでください。

◆西側散歩道駐車枠の利用について

- ・「禁止区域搬出入車両届出書」で届けた車両のうち、搬入・搬出のため駐車が必要な場合は西側散歩道に駐車することができます。事前に「都市公園內行為許可申請書」を提出し許可を受けてください。下記の許可台数を超える駐車はできません。
※1団体につき2台（複数施設を利用する場合も同じ）
- ・使用料は、990円(税込)／1枠1台分です。
- ・駐車枠利用時間は、亭舎使用時間の前後30分です。
- ・駐車をする際は、「後楽園事務所専用駐車枠」以外の「許可車両駐車枠」に駐車し、事務所へ駐車枠の番号をお知らせください。「駐車許可証」をお渡します。

◆その他

- ・鶴鳴館及び鶴鳴館本館の廊下を通る際は、他の使用者のご迷惑にならないよう静かに歩いてください。